

## 性の多様性に係る庁内連絡会議設置要領

## 別 表

## 性の多様性に係る庁内連絡会議構成課室

## 第1条 目的

性的指向及び性自認の多様性に対する理解を増進し、本県が実施する事務事業における性の多様性への配慮について、庁内関係課室等と意見交換、連絡調整を行うことを目的として、「性の多様性に係る庁内連絡会議」（以下庁内連絡会議という。）を設置する。

## 第2条 所 掌

庁内連絡会議は、次の事項を協議する。

- (1) 性の多様性に対する理解の増進に関すること。
- (2) 県が実施する事務事業における性の多様性への配慮に関すること。

## 第3条 組 織

- 1 庁内連絡会議は、別表に掲げる課室で構成する。
- 2 庁内連絡会議の座長は、県民文化局人権推進課長が務める。
- 3 座長が必要と認めるときは、ワーキンググループを設置することができる。

## 第4条 会議の招集等

- 1 庁内連絡会議は、座長が招集する。
- 2 庁内連絡会議は、必要に応じ、その構成員以外の参加を求めることができる。

## 第5条 庶 務

庁内連絡会議の庶務は、県民文化局人権推進課において行う。

## 第6条 雑 則

この要領に定めるもののほか、庁内連絡会議の運営に必要な事項は、座長が定める。

## 附 則

この要領は、令和4年5月11日から施行する。

政 策 企 画 局	秘 書 課
総 務 局	総 務 課
	財 産 管 理 課
人 事 局	人 事 課
防 災 安 全 局	防 災 危 機 管 理 課
県 民 文 化 局	県 民 総 務 課
	学 事 振 興 課 私 学 振 興 室
	人 権 推 進 課
	男 女 共 同 参 画 推 進 課
環 境 局	環 境 政 策 課
福 祉 局	福 祉 総 務 課
保 健 医 療 局	医 療 計 画 課
	医 務 課 こころの健康推進室
感 染 症 対 策 局	感 染 症 対 策 課
経 済 産 業 局	産 業 政 策 課
労 働 局	労 働 福 祉 課
観 光 コ ン ベ ン シ ョ ン 局	観 光 振 興 課
農 業 水 産 局	農 政 課
農 林 基 盤 局	農 林 総 務 課
建 設 局	建 設 総 務 課
都 市 ・ 交 通 局	都 市 総 務 課
建 築 局	住 宅 計 画 課
	公 営 住 宅 課 県 営 住 宅 管 理 室
ス ポ ー ツ 局	ス ポ ー ツ 振 興 課
会 計 局	管 理 課
企 業 庁	総 務 課
病 院 事 業 庁	管 理 課
議 会 事 務 局	総 務 課
教 育 委 員 会	総 務 課 教 育 企 画 室
	高 等 学 校 教 育 課
	義 務 教 育 課
	特 別 支 援 教 育 課
警 察 本 部	教 養 課